

ファクシミリ通信網サービス契約約款【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲ファクシミリ通信網サービス契約約款（平成11年経企第32号）

[（令和8年3月1日現在）](#)

目次（略）  
 第1章～第12章（略）  
 別記（略）  
 料金表  
 通則  
 1～14（略）  
 第1表 料金  
     第1 基本料金  
         1 適用（略）  
         2 料金額  
             2-1 回線使用料（基本料）

第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの（略）

▲ファクシミリ通信網サービス契約約款（平成11年経企第32号）

[（令和8年4月1日現在）](#)

目次（略）  
 第1章～第12章（略）  
 別記（略）  
 料金表  
 通則  
 1～14（略）  
 第1表 料金  
     第1 基本料金  
         1 適用（略）  
         2 料金額  
             2-1 回線使用料（基本料）

[第1種ファクシミリ通信網サービスに係るもの](#)

[（1）基本額](#)

[1 契約ごとに月額](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">第1種ファクシミリ通信網サービス</a>	<a href="#">3,000円 (3,300円)</a>

第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの（略）

[第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの](#)

[（1）基本額](#)

[1 契約ごとに月額](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">第5種ファクシミリ通信網サービス</a>	<a href="#">5,000円 (5,500円)</a>

2-2~2-4 (略)

第2~第3 (略)

第2表~料金表別表 (略)

2-2~2-4 (略)

第2~第3 (略)

第2表~料金表別表 (略)

[附 則 \(令和8年2月25日 CAS 1サ第000400010197-01号\)](#)

[この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。](#)

